

2023 年主要国首脳会議関係閣僚会合誘致推進業務仕様書

1 委託業務名

2023 年主要国首脳会議関係閣僚会合誘致推進業務

2 委託期間及び委託者

- (1) 委託期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日 (木) まで
- (2) 委託者 香川県 M I C E 誘致推進協議会 会長 浜田 恵造

3 委託費

3,356,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) 以内

4 事業の目的

2023 年主要国首脳会議関係閣僚会合 (以下「関係閣僚会合」という。) の香川県への誘致に向け、県民等の機運醸成を図るため、誘致推進プロモーション活動を実施する。

5 業務内容

(1) 誘致推進大会の開催

関係閣僚会合誘致に向けた県民等の機運醸成を図るための誘致推進大会の開催と各種メディア (媒体) を活用した広報の実施。

① 誘致推進大会の実施

ア. 日時 令和 4 年 2 月 4 日 (金)、7 日 (月)、9 日 (水) のうち一日 (2 時間程度)

イ. 会場 かがわ国際会議場

ウ. 内容 第 1 部 講演会形式

第 2 部 パネルディスカッション形式

(現地開催+オンライン開催 (後日オンデマンド配信))

※大会の企画・運営 (講師の選定、交渉、参加者募集・受付、大会の運営一式)

② 新聞、雑誌等のメディア媒体を活用した推進大会及び関係閣僚会合誘致の広報

※媒体の選定、交渉、記事等コンテンツの企画制作等

(2) 機運の醸成を図るためのスローガン及びスローガンを活用した広報ツールの作成

納品物 : ①スローガンのデータが入った CD-R 等記録媒体 (JPEG・GIF・PNG 形式)

②スローガンを活用した広報ツール

納期 : 誘致推進大会当日まで

納品場所 : 香川県 M I C E 誘致推進協議会 (以下「協議会」という。) が指定する場所 (香川県内)

- (3) 上記以外で、本事業の目的を達成するために有効なプロモーション

6 業務実施上の条件

- (1) 業務の実施にあたっては、随時、実施内容を協議会事務局と協議しながら進めるものとする。その際、採用された企画を一部変更することがある。
- (2) 業務の実施にあたっては、業種別ガイドライン及び「香川MICEモデル 安心×先進 感染症対策ガイドライン」を遵守し、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意しながら、感染拡大防止や事業運営体制の確保を行うこと。
- (3) 本事業に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (4) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう同じ。）は協議会に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を協議会に引き渡すものとする。協議会及び協議会の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、協議会が必要とする限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (5) ほかの映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ることを。
- (6) スローガンについて
- ・既に登録されている商標と類似したスローガンがないか事前に確認を行うこと。
 - ・盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。
 - ・最終的なスローガンは、協議会と協議の上、決定すること。
 - ・協議会は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、改変することができるものとする。
 - ・受託者は、協議会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (7) 本事業に係る個人情報については、一定期間（1か月程度）厳重に管理し、不当な目的に利用することがないよう徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。

- (8) 講師については、G7サミット等に関して県民に分かりやすく講演できる政治ジャーナリスト、政治学者、キャスター等とする。
- (9) パネリストの提案は4名程度とすること。ただし、最終の人選については事務局と協議すること。また、パネリストの報酬については委託費に含むこと。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大など、不測の事態のために事業の中止又は変更（Web配信のみへの変更や県外在住の講師等のオンラインでの参加等。）を検討せざるを得ない場合、委託者の判断に従うこと。その場合、事業の中止までに発生した経費又は変更後の事業に必要な経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。
- (11) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

7 留意事項

本事業に係る成果品及び著作権の一切の権利は、協議会に帰属する。

8 契約代金の支払い方法

委託者は納品物を検収し、検収に合格すれば、受託者からの請求書に基づき、委託料の支払いを行う。

9 見積書

- (1) 見積書には必ず内訳を記載し、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- (2) 宛名は「香川県MICE誘致推進協議会 会長 浜田 恵造」とすること。